次期教育大綱 策定原案

1)教育大綱の位置づけ(変更なし)

矢板市教育委員会が策定する「矢板市教育行政基本方針」に基づき、教育委員会がより効果 的に教育行政を推進することが出来るよう、市長部局による支援を行うものとする。

2) 教育大綱の基本理念(一部変更)

『教育を通じ、誰もが可能性に挑戦し、社会の担い手として活躍する、「魅力あふれる矢板」』

- 1. たくましく生きぬく力の養成
- 2. 未来を切り拓くための多様な力を育む教育の推進
- 3. 互いに尊重し合い、助け合い、生きいきと暮らせる地域社会の構築

3) 教育大綱の基本目標(一部変更)

目標1 たくましく生きる力

子どもたちが現代社会で生きぬくため、豊富な「知識」、豊かな「心」、丈夫な「体」 をしっかりと身につけ、次代に対応できるたくましい力を育てます。

目標2 ふるさとに対する愛着と誇り

矢板市の良さを知り、愛着と誇りを持ち、矢板市に生まれ、矢板市に住んで良かった と思える心を育てます。

目標3 地域社会を豊かにする人づくり(旧目標3及び4を統合)

市民一人ひとりが自治の精神をもち、学習の成果を発揮してまちづくりを主体的に取り組める力を育てるとともに、行政は市民と一体となって生涯学習機会の創出を進めます。

目標4 生涯スポーツ活動の推進(新設/旧目標1から独立)

スポーツの持つ多面的な機能を活かして、市民が生涯にわたってスポーツに親しみ、 健康で幸せに暮らすための環境を充実させます。

目標5 教育環境の充実

「ひと」を育むうえで、教育環境を充実させることは、とても重要です。

未来の矢板市を担う子どもたちの教育環境を充実させます。

横断的な目標 教育や生涯学習への ICT(情報通信技術)の活用(新設)

これからの変化の多い時代や感染症へ対応するために、教育分野における ICT 技術の 導入及び活用を図ります。

4)教育大綱の期間

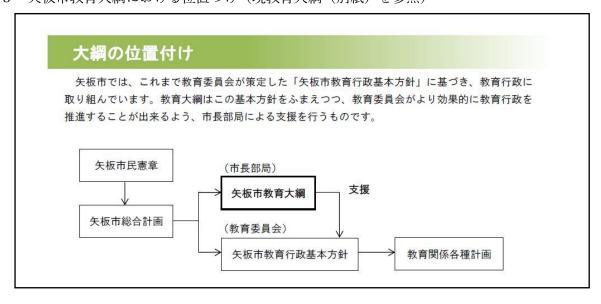
令和3年度から令和7年度までの5年間

1. 教育大綱の位置づけ

- 1 法的な位置づけ
 - ○教育の目標や施策の根本的な方針
 - ○教育基本法第17条に規定する基本的な方針(教育振興計画)を参酌して定める。
 - ○策定、変更には総合教育会議における協議を要する。

(大綱の策定等)

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に 応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。) を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会 議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 2 平成27年度第1回総合教育会議における整理
 - ○教育委員会の独立性・中立性を尊重する
 - ○教育委員会の教育理念・教育基本方針は教育委員会として示していく
 - ○大綱は、首長又は市民が特に力を入れて取り組んでほしい、取り組むべきと考えるもの
 - ○大綱は普遍的なものではなく、改訂が可能なもの
- 3 矢板市教育大綱における位置づけ(現教育大綱(別紙)を参照)



2. 教育大綱の基本理念

1 教育行政の実施状況について

平成27年度調査	令和2年度調査	
【教育総務課】	【教育総務課】	
1 学力向上について	1 学力向上について	
2 要保護・準要保護の児童・生徒に対する	2 要保護・準要保護の児童・生徒に対する	
学習支援について	学習支援について	
3 幼保小連携 0歳から15歳までの教育	3 幼保小連携 小中連携	
支援		
4 特別な配慮を要する児童生徒について	4 特別な配慮を要する児童生徒について	
5 適正規模配置	5 適正規模・適正配置について	
6 学校施設の老朽化	6 学校施設の老朽化	
7 学校給食調理場の運営について	7 学校給食調理場の運営について	
	8 教育環境の整備(ICT 教育の充実)	
【生涯学習課】	【生涯学習課】	
1 社会教育の充実	1 地域学校協働活動事業について	
2 青少年の地域参画力の向上	2 青少年の地域参画力の向上	
3 家庭教育の推進について	3 家庭教育の推進について	
4 文化財の保護活用について	4 文化財の保護活用について	
5 芸術文化の普及向上について	5 芸術文化の普及向上について	
6 市民一人一スポーツの推進	6 スポーツ活動の振興について	
7 体育施設の維持管理	7 スポーツ施設の機能拡充について	
	8 競技レベルの向上について	
【公民館】	【公民館】	
1 公民館管理について	1 公民館管理について	
2 公民館講座について	2 公民館講座について	
3 地域づくり活動について	3 地域づくり活動について	
【文化会館】	【文化会館】	
1 文化会館運営について	1 文化会館運営について	

- 2 平成27年度と令和2年度における問題・課題や改善方針の状況変化 平成27年度と令和2年度における問題・課題や改善方針について検討を行った。
- 3 基本理念について

上記1及び2により、教育行政については、引き続き次に掲げる事項において力を入れる ことが必要であるが、基本的な方向性は一致している。一方で、総合計画、社会環境など、 一定程度の状況の変化があるため、**基本理念については、その一部を修正**するものとする。

- ①児童生徒の学力向上、教育環境の充実
- ②地域の人材育成
- ③新たな単位でのコミュニティ活動の活性化
- ④スポーツ関係施策の拡充

⑤ICT 技術の活用

基本理念

『教育を通じ、誰もが可能性に挑戦し、社会の担い手として活躍する、「魅力あふれる矢板」』

- 1. たくましく生きぬく力の養成
- 2. 未来を切り拓くための多様な力を育む教育の推進
- 3. 互いに尊重し合い、助け合い、生きいきと暮らせる地域社会の構築

3. 教育大綱の基本目標

1. 施策の重点項目について

第2次21世紀矢板市総合計画改定基本計画の重点計画及び基本計画を基本として、重点項目の調査を行った結果と平成27年度時点との比較は次のとおりである。

平成 2 7 年	F度	令和	令和 2 年度	
		【参 1 2 3	放育総務課】 確かな学力の向上 食育教育の推進 コミュニケーション能力の育成	
	投境の整備	4 5 6 7	幼稚園/保育園と小学校の連携推進 教育環境の整備 (ICT 教育) 老朽箇所等の計画的改修 学校施設・設備の機能向上	
【生涯学習	課】	【生涯学習課】		
1 体験学	習機会の充実	1	地域学校協働活動事業について	
2 地域人	材の活用と世代間交流の実践	2	郷土資料の活用	
3 行政の	生涯学習化の推進	3 4 5 6 加 7	文化財の保護活用について 文化活動推進体制の充実 スポーツ・レクリエーション活動の振興 スポーツ・レクリエーション施設の機能 な充 競技レベルの向上について	
	で育委員等】			
	用から中学校までの連携、子供への			
ふるさ発見や気	くとへの思いや誇り、地元の良さの いづき			
	ニケーション能力の育成 i設の機能充実			

- 2 令和2年度における重点項目の目的・課題・方策について 重点項目に選定した理由をもとに、当該重点項目の目的等について整理を行った。
- 3 教育行政の実施状況及び重点項目と現教育大綱との関係性について 教育行政の実施状況及び重点項目と現教育大綱との関係性について検討を行った。
- 4 第5期矢板市生涯学習推進計画(案)と現教育大綱との関係性について 第5期矢板市生涯学習推進計画(案)の課題等を元に、現教育大綱との関係性について整 理を行った。

5 基本目標について

2・3・4の結果をもとに、教育行政の実施状況、重点項目、第5期矢板市生涯学習推進計画(案)の目的等に沿って現教育大綱に位置づけとの整理を行い、これを取りまとめた。

現大綱における各目標と今年度において行った調査から、現教育大綱の基本目標を基本としつつ、①重点項目における現大綱の目標3及び4に係る項目が、概ね、地域学校協働活動に集約されている点、②スポーツ関係施策を充実する見込みである点、③ICT 技術の活用が横断的に見込まれている点などから、次の5つの基本目標、1つの横断的な目標を設定するものとする。また、それぞれの目標における取組みについても次のとおりとする。

基本目標

目標1 たくましく生きる力

子どもたちが現代社会で生きぬくため、豊富な「知識」、豊かな「心」、丈夫な 「体」をしっかりと身につけ、次代に対応できるたくましい力を育てます。

- ○確かな学力をつける
- ○食やスポーツを通じて心身の健康を保持・増進する
- ○コミュニケーション能力をつける
- ○家庭学習の充実を図る
- ○地域で学び、支え合う機会を増やす
- 目標2 ふるさとに対する愛着と誇り

矢板市の良さを知り、愛着と誇りを持ち、矢板市に生まれ、矢板市に住んで良かったと思える心を育てます。

- ○伝統や文化、産業を学び伝える
- ○地域の伝統や文化財の活用を推進する
- ○地域が連携して青少年を健全に育成する
- ○社会参加や地域交流活動を促進する

目標3 地域社会を豊かにする人づくり(旧目標3及び4を統合)

市民一人ひとりが自治の精神をもち、学習の成果を発揮してまちづくりを主体的に取り組める力を育てるとともに、行政は市民と一体となって生涯学習機会の創出を進めます。

- ○地域学校協働活動を推進する
- ○地域の学びを支える人材を育成する
- ○地域のまちづくり団体やボランティア団体を支援する
- ○行政の生涯学習機能の充実や民間との生涯学習ネットワーク構築を進める
- ○世代間交流を進める

目標4 生涯スポーツ活動の推進(新設/旧目標1から独立)

スポーツの持つ多面的な機能を活かして、市民が生涯にわたってスポーツに親しみ、 健康で幸せに暮らすための環境を充実させます。

- ○生涯スポーツを推進する
- ○スポーツ施設の機能を拡充する
- ○競技レベルの向上を推進する
- ○スポーツを通じた持続可能なまちづくりを推進する

目標5 教育環境の充実

「ひと」を育むうえで、教育環境を充実させることは、とても重要です。

未来の矢板市を担う子どもたちの教育環境を充実させます。

- ○幼保小連携や小中学校の連携を推進する
- ○教育施設を充実する
- ○地域と協力して小中学校の適正規模・適正配置を推進する
- ○地域と学校が連携・協働して教育の充実を図る

横断的な目標 教育や生涯学習への ICT (情報通信技術) の活用 (新設)

これからの変化の多い時代や感染症へ対応するために、教育分野におけるICT技術の 導入及び活用を図ります。

4. 教育大綱の期間

矢板市総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間、生涯学習推進計画の期間等 を考慮して、5年間(令和3年度から令和7年度まで)とする。